

志摩市国土強靱化地域計画

令和2年7月
三重県 志摩市

目 次

第1章 地域計画策定の基本的考え方	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の役割と位置づけ	1
第3節 計画の推進期間	2
第4節 地域強靱化の基本目標	2
第5節 地域強靱化の基本方針	3
第2章 対象とする災害と被害想定	4
第1節 本市の特性	4
(1) 地形	4
(2) 地質	4
(3) 気象	4
第2節 地震等の被害想定及び風水害における災害危険区域等	4
(1) 地震・津波の被害想定	4
(2) 既往の風水害の状況及び災害危険区域等	7
第3章 脆弱性評価	7
第1節 評価の枠組及び手順	7
(1) 想定するリスク	7
(2) リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	7
(3) 施策分野の設定	9
(4) 評価の実施手順	9
第2節 脆弱性の評価結果	10
第3節 脆弱性評価のポイント	33
第4章 国土強靱化の推進方針	34
第5章 プログラムの重点化	56
第1節 プログラムの重点化の考え方	56
第2節 重点化すべきプログラム	56
第6章 計画の着実な推進に向けて	58
第1節 計画の推進と見直し	58
第2節 推進体制	58

第1章 地域計画策定の基本的考え方

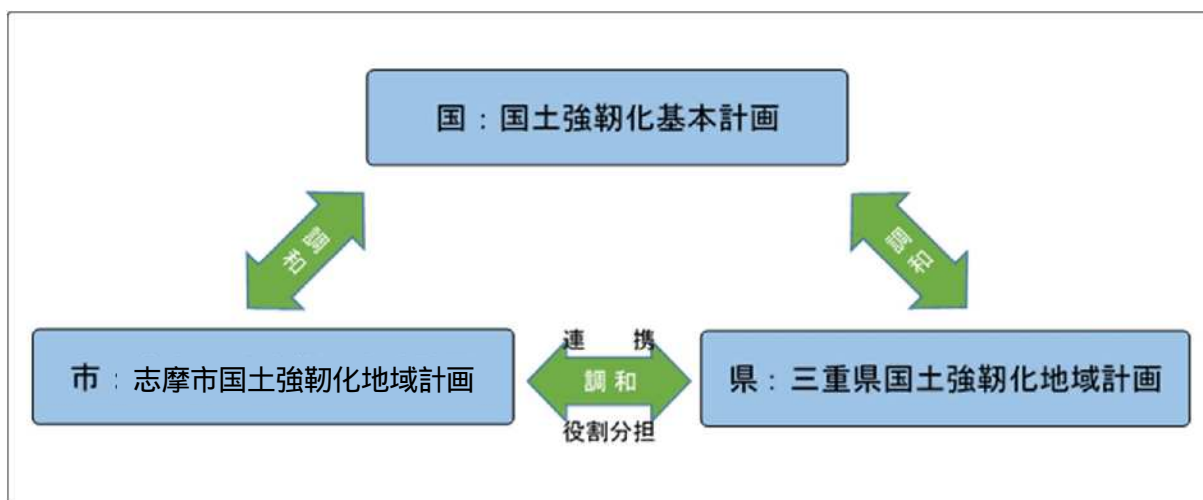
第1節 計画策定の趣旨

本市においては、南海トラフ地震の発生が危惧されていること、また、近年台風等に伴う大雨による被害が甚大化する傾向となってきたこと等から、大規模自然災害等に対する事前防災、及び減災の取組を進めることが喫緊の課題となっている。

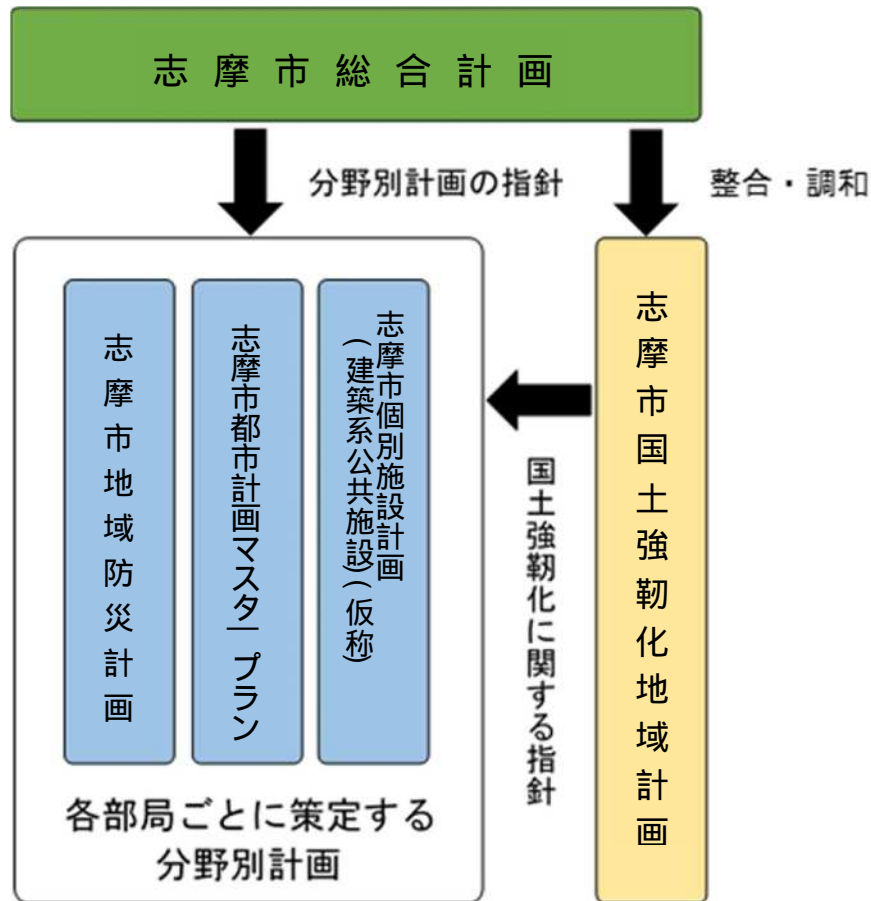
このようなことから、本市においても、国土強靱化基本法における基本方針を踏まえ、大規模自然災害に対する脆弱性を評価し、事前に的確な取組を実施していくため、志摩市国土強靱化地域計画(以下、「地域計画」という。)を策定する。

第2節 計画の役割と位置づけ

- (1) 地域計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、同法第14条に基づき国土強靱化基本計画と調和を保つように策定する。また、三重県国土強靱化地域計画とも調和を図るとともに、施策の実施に当たり県との連携及び役割分担を行う。



- (2) 国土強靱化地域計画は、国土強靱化の観点から地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものであり、国土強靱化基本計画と同様に、地域における国土強靱化に係る計画等の指針としての最上位計画の性格を有するものとされている。ゆえに、本市においては、最上位計画であり各種分野別計画の指針となる志摩市総合計画があるため、本計画は志摩市総合計画と整合・調和を図りつつ、各種分野別計画等において本市の国土強靱化を総合的かつ計画的に推進する指針となるよう定めるものである。



第3節 計画の推進期間

地域計画は、第2次志摩市総合計画期間に合わせ、令和2年度から令和7年度までを推進期間とする。

第4節 地域強靱化の基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、以下の4つを基本目標として、「強さとしなやかさ」を備えた安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進する。

<基本目標>

- ・人命の保護が最大限に図られること
- ・本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ・市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- ・迅速な復旧復興に資すること

また、これら基本目標を、大規模自然災害を想定して具体化し、P8において示す8つを「事前に備えるべき目標」とする。

第5節 地域強靱化の基本方針

地域計画の基本目標を踏まえ、過去の災害から得られた経験を教訓として、事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱なまちづくりを、以下の基本的な方針に基づき推進する。

1 国土強靱化の取組姿勢

地域の強靱化を損なう本質的原因をあらゆる側面から吟味した取組の推進
短期的な視点によらず、時間管理概念をもちつつ、長期的な視野を持った計画的な取組の推進
経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化
地域間連携の強化、地域の活力の向上、「自立・分散・協調」型の地域への転換

2 適切な施策の組み合わせ

災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、道路の整備、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備する。

「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、官と民、地域等が適切に連携及び役割分担して取り組む。

非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平時にも有効に活用される施策となるよう工夫する。

3 効率的な施策の推進

人口の減少等に起因する市民ニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。

女性、LGBT、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなど、自然との共生を図ること。

第2章 対象とする災害と被害想定

第1節 本市の特性

(1) 地形

本市は三重県の東南部に位置し、全域が伊勢志摩国立公園に含まれ、北部は伊勢市と鳥羽市に、西部は南伊勢町に接し、南部・東部は太平洋に面している。延長は東西が約19km、南北が約20km、面積は178.95km²である。

地形としては朝熊山地と先志摩台地に属し、先志摩台地は隆起海食台地としては日本最大である。沿岸部は英虞湾、的矢湾に代表される小さな島・岬・入り江の多い、屈曲の著しいリアス海岸が発達している。ただし、太平洋に臨む海岸部は対置海岸線で、既に海食がかなり進行し、内湾側とは対症的な程屈曲も少なくなり、逆に険しい各種の海食地形を呈しており、岬角間や湾奥には、砂浜・礫浜等の地積地形も発達している。

また、北西方向には伊勢市や南伊勢町から続く東西性壮年期山地があり、200m～300m高度の尾根をもつ分水嶺を形成している。

(2) 地質

本市域を構成する地層について、当市の所属する志摩半島は基盤地質の違いから、三波川帯、秩父累帯、四万十帯に分けられ、その主には中世界の的矢層群（主に砂岩・泥岩、一部に凝灰岩チャート、石灰岩レンズを伴う）を形成している。

中央部に関しては新生界第四系の鵜方層及び段丘堆積層（主に礫層、ところによってシルト層および砂層）が分布し、市街地の平坦地を形成している。

(3) 気象

この地域の気象の特色は「温暖多雨」であり、本市の過去30年間の平均では、年平均気温は15.6℃、年平均降水量は約2,000ミリという暖地である。

なお、本市では過去12年間の内、時間雨量70ミリ以上の年が3回も発生しており、大雨による甚大な被害が発生している要因となっている。

第2節 地震等の被害想定及び風水害における災害危険区域等

(1) 地震・津波の被害想定

被害想定は、平成26年3月に三重県が発表した地震被害想定調査をもとにしている。この被害想定は、本市において最も被害が大きいと言われる南海トラフ地震を想定して作成したものである。

この地震被害想定調査では、過去最大クラスの南海トラフ地震、理論上最大クラスの南海トラフ地震の2つの地震モデルを設定し予測している。

【リスク予測結果】

ア 人的被害（死者）

人的被害（死者）では、多くの方が自宅で就寝中であり、倒壊に巻き込まれて死亡する人が多く、また、津波からの避難も遅れると懸念される「冬・深夜」ケースを想定して予測結果を示している。

過去最大クラスの地震では、市内で約4,200人が死亡すると予測され、このうち、津波による死者は約3,900人、建物倒壊等による死者は約300人となっている。

理論上最大クラスの地震では、市内で約8,700人が死亡すると予測され、このうち、津波による死者は約7,700人、建物倒壊等による死者は約1,000人となっている。

過去最大クラスの地震における死者数 (人)

	建物倒壊等		津波		急傾斜地等	計
	うち家具転倒等		うち逃げ遅れ	うち自力脱出困難		
約 300	約 10	約 3,900	約 3,800	約 100	約 10	約 4,200

*地震被害想定調査により予測されるそれぞれの数値は概数であるため、表中の合計値と必ずしも一致しない。

(以下、同じ)

理論上最大クラスの地震における死者数 (人)

	建物倒壊等		津波		急傾斜地等	計
	うち家具転倒等		うち逃げ遅れ	うち自力脱出困難		
約 1,000	約 40	約 7,700	約 7,200	約 500	約 10	約 8,700

イ 建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火器や暖房機器の使用が多く、火災の発生が懸念される「冬・夕18時」ケースを想定して予測結果を示す。

過去最大クラスの地震では、市内で約8,200棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約4,200棟が全壊し、津波により約3,800棟が流出すると予測している。

理論上最大クラスの地震では、市内で約20,000棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約15,000棟が全壊し、津波により約4,500棟が流出、さらに火災により約400棟が焼失すると予測している。

過去最大クラスの地震における全壊・焼失棟数 (棟)

揺れ	液状化	津波	急傾斜地等	火災	計
約4,200	約80	約3,800	約90	約60	約8,200

理論上最大クラスの地震における全壊・焼失棟数

(棟)

揺れ	液状化	津波	急傾斜地等	火災	計
約15,000	約80	約4,500	約100	約400	約20,000

ウ 交通施設障害（道路施設、鉄道施設、漁港・港湾施設）

理論上最大クラスの地震では、市周辺の緊急輸送道路への影響は大きく、復旧に1週間以上かかる路線がある。鉄道も、復旧に1か月以上かかる可能性がある。

港湾・漁港施設は、耐震強化岸壁を除いて、ほとんどが利用困難となる。

エ 生活支障等（避難者）

避難者の予測は、「建物被害」と同様に、「冬・夕18時」ケースを想定している。これは、火災発生による建物の焼失等を考慮に入れ、建物被害が最大値となる、つまり住む場所を失った人の数が最大となるケースを採用している。

三重県が実施した地震被害想定調査では、避難者を避難所に入所する避難者と、親族知人宅、賃貸住宅、勤務先の施設、屋外避難、自宅避難など避難所外で生活する避難者に区分している。

避難者は、発災後の時間の経過とともにライフラインの停止等の影響により増加すると予測されている。

過去最大クラスの地震における避難者数

理論上最大クラスの地震における避難者数

1日後	約23,000人
避難所	約15,000人
避難所外	約8,400人
1週間後	約24,000人
避難所	約14,000人
避難所外	約9,600人
1か月後	約43,000人
避難所	約13,000人
避難所外	約30,000人

1日後	約38,000人
避難所	約24,000人
避難所外	約14,000人
1週間後	約37,000人
避難所	約23,000人
避難所外	約14,000人
1か月後	約50,000人
避難所	約15,000人
避難所外	約35,000人

オ 災害廃棄物等

災害廃棄物（倒壊した建物等と津波による土砂等堆積物の合計）の発生量は、過去最大クラスの地震では、約900千トンから約1,500千トンと予測している。

理論上最大クラスの地震では、約1,700千トンから約2,400千トンと予測している。

災害廃棄物等発生量

(千トン)

過去最大クラス	理論上最大クラス	平時市内ごみ搬入量
約900～1,500	約1,700～2,400	(可燃)約14～15 /日

(2) 既往の風水害の状況及び災害危険区域等

既往の風水害の状況

本市は、毎年のように集中豪雨や台風による被害を受けています。中でも、令和元年度の台風19号による浸水被害(床上浸水)も発生するなど、過去にもさまざまな風水害の被害を受けている。

災害危険区域等

志摩市では、土砂災害警戒区域が773箇所指定されており、そのうち急傾斜地の崩壊を要因とする箇所は731箇所(内714箇所は特別警戒区域有)、土石流を要因とする箇所は42箇所(内34か所は特別警戒区域有)指定されている。

また、急傾斜地の一部は、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域に指定され、崩壊防止対策を実施している。

既存の大規模盛土造成地の有無とそれらの安全性の確認(変動予測調査)、危険性が高い箇所の公表や予防対策を進める必要がある。

第3章 脆弱性評価

第1節 評価の枠組及び手順

(1) 想定するリスク

南海トラフ地震

台風、局地的集中豪雨、土砂災害、高潮・高波、強風等の風水害

(2) リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

地域計画では、「4つの基本目標」及び「8つの事前に備えるべき目標」に即して26の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定した。

< 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） >

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		
<p>人命の保護が最大限に図られること</p> <p>本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること</p> <p>市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること</p> <p>迅速な復旧復興に資すること</p>	1	大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震、津波の発生による死傷者の発生
			1-2	不特定多数が集まる施設の浸水、倒壊
			1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
			1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
			1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
			1-6	避難路における通行不能
	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地域での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止
			2-2	救急救助、医療活動の機能不全
			2-3	長期にわたる孤立集落等の発生
			2-4	観光客等の帰宅困難者の発生
			2-5	被災地における疾病・感染等の大規模発生
	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	災害対策拠点施設の倒壊等及び災害拠点機能の被災による行政機能の大幅な低下
	4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止、通信回線断線等による災害情報が伝達できない事態
	5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下
			5-2	主要幹線道路が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止
			5-3	第1次産業、観光業、商工業等あらゆる産業の被害拡大と産業の停滞
			5-4	食料・水等の安定供給の停滞
	6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	上下水道、廃棄物及びし尿処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-2	地域交通ネットワークが分断する事態
			6-3	長期間にわたる電気、ガス、燃料の供給停止
	7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
			7-2	沿線・沿道の建物倒壊等による直接的な被害及び交通麻痺
			7-3	ため池、ダムや防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物や発生土砂の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-2			道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家・コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-3			地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

(3) 施策分野の設定

「おきてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための取組として、5つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定した。

個別施策分野として、行政分野、住環境分野、保健・医療・福祉分野、産業分野、国土保全分野の5分野を設定した。

また、横断的分野として、リスクコミュニケーション分野、耐震化・老朽化対策分野の2分野を設定した。

・個別施策分野

No	分野	分野ごとの主な施策
1	行政分野	行政機能の維持に係る施策
		住民の避難行動や避難場所に係る施策
		消火・救助・救急に係る施策
		学校や保育施設の安全、防災教育に係る施策
2	住環境分野	住宅や建築物の安全に係る施策
		上下水道に係る施策
3	保健・医療・福祉分野	災害時の医療体制、保健衛生に係る施策
		避難行動要支援者に係る施策
4	産業分野	事業者の業務継続体制に係る施策
		農林水産業の基盤整備に係る施策
5	国土保全分野	市街地や交通ネットワークの整備に係る施策
		河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

・横断的分野

No	分野	分野ごとの主な施策
1	リスクコミュニケーション分野	市民との防災意識の共有に係る施策
2	耐震化・老朽化対策分野	公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

(4) 評価の実施手順

それぞれの「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、現在実施している施策を特定することや、現状を改善するために何が課題であり、今後どのような施策が必要かを検討し、施策分野（個別施策分野、横断的分野）ごとに整理した。

このような、それぞれの「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための横断的な施策群を「プログラム」とし、各プログラムの脆弱性を分析・評価した。

1-1 大規模地震、津波の発生による死傷者の発生

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

災害対応に当たる市職員に対し、不測の事態に備え防災訓練・研修を行う必要がある。

市職員の災害対応能力を高めるため防災訓練を定期的を実施し、市と自主防災組織、消防団、消防本部、警察、自衛隊等関係機関が一体となった実践的な防災訓練を継続して実施する必要がある。

(2) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

市民等の適切な避難や防災活動に役立つ津波ハザードマップを作成し、市民に対し周知を図る必要がある。

各地区（自治会や自主防災組織等）における避難訓練や防災講話等の実施の呼びかけやその支援を行い、防災知識の普及と防災意識の高揚を図るほか、共助という役割を担う重要な組織として、地域における各種計画やマニュアルの策定、備蓄食糧・物資等の備蓄（簡易な備蓄倉庫の設置を含む）等の働きかけを行う必要がある。

市民等が自主的な避難所運営が行えるよう「志摩市避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営ができる体制を構築する必要がある。

平成29年3月に策定した志摩市津波避難計画において特定避難困難地域が抽出された地区については、津波避難タワーの設置や避難ルートの整備、橋梁の耐震補強等ハード対策のほか、地区の防災訓練や防災講話等への積極的な参加を呼びかけるとともに、「揺れたら逃げる」という意識づけ（ソフト対策）をあわせて行う必要がある。

市民等が迅速かつ円滑に避難が行えるよう避難誘導看板や避難所・避難場所看板の整備を図る必要がある。

大規模災害発生時には、発災後数日間は物流機能の停止等に伴い、市内での自立的な物資の供給体制を築くことが必要になると想定され、市民等における生命維持や生活に必要な物資の備蓄・調達体制の充実及びその物資を保管するための備蓄倉庫の確保や整備に取り組む必要がある。また、物資の調達方法として、現物備蓄のほか、民間事業者と災害協定を締結した流通備蓄による調達も有効であると考えられる。

大規模災害発生時には、上水道や下水道施設の破損等により、トイレの使用が困難になることが見込まれるため、携帯・簡易トイレ（処理剤・薬剤を含む）等の現物備蓄のほか、マンホールトイレの整備等ハード対策も考慮したうえで、備蓄・調達を図る必要がある。

各地区における避難所や備蓄倉庫等を確保するため、地区内に地震・津波対応の避難所がない地区を対象に防災施設等の整備を図る必要がある。また、避難所について、民間事業者（宿泊施設等）と災害協定を締結した収容人員の確保も有効であると考えられる。

地震直後には、電力供給施設が麻痺し機能しないおそれがあるため、停電時の暗い夜間においても円滑に避難できるよう、避難所に発電機や避難誘導灯等を配置する必要がある。

(3) 消火・救助・救急に係る施策

三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援対策に必要な体制の整備を図る必要がある。

また、災害の影響が広範囲に及び場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等との協定の締結を広げるなど受援体制を強化する必要がある。

過疎・少子高齢化により、年々消防団員の確保が困難な状況となっている。各地区の協力を得ながら、団員数の確保・維持に努める必要がある。

(4) 学校や保育施設の安全、防災教育に係る施策

各学校、幼稚園、保育所等児童福祉施設は、円滑に避難できるよう平時から災害に備えた防災体制を整備し、職員の任務の分担や相互の連携等を明確に定める必要がある。

また、各施設の立地状況に応じた避難等の防災計画を策定、見直しを図り、計画に沿った訓練を実施する必要がある。

津波浸水想定区域内の児童福祉施設等を高台へ移転し安全性を確保する必要がある。

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

地震における家具転倒による負傷者をなくすため、取り付けが困難である65歳以上の高齢者のみの世帯、心身障がい者のいる世帯などに無料で家具転倒防止器具の取付けを行っており、引き続き地震による負傷者を減らす取組を行っていく必要がある。

住宅の無料耐震診断や耐震補強の補助を行っているが、耐震化に対する認識不足や経済的な負担が必要なことからあまり進んでいない状況となっている。大規模地震における住宅の倒壊による死傷者を出さないためには、住宅の耐震化率を上げる必要がある。

管理されていない倒壊の危険性のある空き家が増えてきている状況となっているため、危険性のある空き家数の把握や撤去等の対策を講じる必要がある。

滑動崩落の可能性のある宅地について、県と連携しながら、変動予測調査や滑動崩落対策を講じる必要がある。

効果的な住宅セーフティネットの構築するため、志摩市公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅等整備事業や、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する必要がある。

3 保健・医療・福祉分野

(1) 避難行動要支援者に係る施策

市民に対する防災知識の普及などによる「自助」の取り組みの促進に加え、地域の防災リーダーとなりうる防災人材の育成や避難行動要支援者名簿の作成及び活用による「共助」の取り組みにより、地域防災力の総合的な向上を図る。

要配慮者の避難対策を進めるため社会福祉施設等との連携により福祉避難所の充実を図る必要がある。

一人でも多くの方が自力で避難できるよう、健康づくりや介護予防を推進する必要がある。

4 国土保全分野

(1) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

津波被害に対応するため、海岸保全施設、港湾施設等の地震、津波、老朽化対策が急務となっており、防潮堤及び防波堤の整備、補強、嵩上げ、津波防波堤等による津波侵入防止整備を促進するよう、国及び県に働きかける必要がある。

漁港施設や漁港海岸保全施設において、地震・津波等による災害の防止や復興時における防災拠点施設として機能するよう、施設の機能を保全するとともに更なる施設の整備及び機能強化を図る必要がある。

地震後は河川を津波が遡上することから、県及び関係機関と協力して河川の改修、堤防や護岸等の河川構造物の改築・改良、水門・ポンプ場の増設等整備を推進する必要がある。

災害時には、水門等の適正な開閉操作が必要であるため、定期的に訓練を実施している。今後も引き続き訓練を行い、災害時における適切な対応と判断力の向上を図る必要がある。

< 横断的分野 >

1 リスクコミュニケーション分野

(1) 市民との防災意識の共有に係る施策

個人や地域の防災・減災力をさらに高めるため、地域の自主防災組織等を対象に防災講話、防災訓練、防災研修会等を開催することで防災知識の普及と防災意識の高揚を図る必要がある。

2 耐震化・老朽化対策分野

(1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

公共施設機能を維持するため公共施設の耐震性の継続調査及び耐震化を図る必要がある。

志摩市個別施設計画(建築系公共施設)(仮称)に基づき、すべての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性の確保を行い、公共施設の適切な維持保全に努める必要がある。

1-2 不特定多数が集まる施設の浸水、倒壊

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

小中学校、医療施設、社会福祉施設、体育施設など、不特定多数が集まる施設は、災害時における避難所や災害対策の拠点として利用されることが想定されることから、耐震化のより一層の促進を図る必要がある。

(2) 学校や保育施設の安全、防災教育に係る施策

公共施設機能を維持するため公共施設の耐震性の継続調査及び耐震化を図る必要がある。(再掲)

各学校、幼稚園、保育所等児童福祉施設は、円滑に避難できるよう平時から災害に備えた防災体制を整備し、職員の任務の分担や相互の連携等を明確に定める必要がある。また、各施設の立地状況に応じた避難等の防災計画を策定、見直しを図り、計画に沿った訓練を実施する必要がある。(再掲)

津波浸水想定区域内の児童福祉施設等を高台へ移転し安全性を確保する必要がある。

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

病院や学校等多人数が集まる建築物等について、耐震性の確保を図る必要がある。

< 横断的分野 >

1 耐震化・老朽化対策分野

(1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

志摩市個別施設計画(建築系公共施設)(仮称)に基づき、すべての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性の確保を行い、公共施設の適切な維持保全に努める必要がある。(再掲)

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

台風発生時の行動計画(志摩市タイムライン)を作成し、職員の事前の災害対応準備、早期からの気象情報の収集及び避難の周知などを行っている。今後も引き続き、志摩市タイムラインの運用を継続する必要がある。

(2) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

市民が適切な避難行動をとれるよう避難勧告等の判断・伝達マニュアルによりの確に避難勧告などの情報を市民に伝達しており今後も引き続き継続して運用する必要がある。

避難訓練や防災講話等を開催することで防災知識の普及と防災意識の高揚を図る必要がある。（再掲）

2 住環境分野

（1）上下水道に係る施策

磯部都市下水路ポンプ場の機能停止により、被害が拡大するおそれがあるため、ポンプ場の維持管理を適正に行う必要がある。

3 国土保全分野

（1）河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

河川災害の大きな要因の一つとして土砂や流木の流出により河床を上昇させることがあるので、計画的に河床掘削、流木対策を進める必要がある。

市内の河川は、2級水系20河川、準用河川33河川、普通河川は川幅が狭い河川が市内各地のいたる所にあり、集中的な大雨により土石流や洪水等の危険がはらんでいるため、国・県等へ河川改修の働きかけを行う必要がある。また、市の管理する普通河川についても河川改修を図っていく必要がある。

< 横断的分野 >

1 リスクコミュニケーション分野

（1）市民との防災意識の共有に係る施策

自治会や自主防災組織などの地域における互助の取組みを促進するため、地域に密着した防災対策等の普及・啓発・支援に取り組む必要がある。

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

< 個別施策分野 >

1 行政分野

（1）住民の避難行動や避難場所に係る施策

県が指定する土砂災害警戒区域等を基に災害に応じたハザードマップを作成し、市民等への情報提供を行う必要がある。

防災行政無線等によって、災害情報を市民に伝達する体制を整備している。災害情報の収集や市民への迅速な周知について、県等関係機関との連携強化を図っていく必要がある。

大規模盛土造成地について、造成地の危険性を把握する第二次スクリーニング計画策定が完了している。今後は調査結果をもとに住民等へ速やかな情報提供をすることや、第二次スクリーニング計画に基づいた第二次スクリーニング（地盤調査等）の実施を検討する必要がある。

2 産業分野

(1) 農林水産業の基盤整備に係る施策

農業用水確保のため、ため池が利用されているものの、老朽化が激しいため決壊による被害の防止を図るよう整備を継続するとともに、県営事業など国庫補助事業制度を活用し整備を促進する必要がある。

3 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

道路や橋梁が損壊した場合は、救助救出活動や避難、救援活動等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかけを行う必要がある。

県と市が一体になって、土砂災害警戒区域等の市民への周知を図るとともに、警戒避難体制を整備する必要がある。

(2) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

土石流やがけ崩れ等といった土砂災害から人命を守るための施設整備を進める必要がある。

土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止する体制を構築する必要がある。

< 横断的分野 >

1 リスクコミュニケーション分野

(1) 市民との防災意識の共有に係る施策

ため池が決壊した場合の低減のため、他のハザードマップと併用しながら市民の防災意識の向上に努める必要がある。

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

防災行政無線や全国瞬時警報システム（Jアラート）等により災害情報を伝達する体制を整備しており、引き続き、災害時において情報を迅速に発信できるよう、県等の関係機関と連携の強化を図る必要がある。

防災行政無線（同報系設備及び戸別受信機、移動系設備）の定期的な更新の必要がある。

台風発生時の行動計画(タイムライン)を作成し、災害対策本部の設定方法を定め、早期からの気象情報の収集及び避難の周知などを行っている。今後も引き続き、タイムラインの運用を継続する必要がある。

(2) 学校や保育施設の安全、防災教育に係る施策

児童生徒等への防災教育を進めるため「防災ノート」を活用した防災教育を実施する必要がある。

災害弱者である幼い児童・園児に対し、常日頃から避難行動を意識づけるための防災訓練等を実施する必要がある。

< 横断的分野 >

1 リスクコミュニケーション分野

(1) 市民との防災意識の共有に係る施策

地震・津波の被害を最小限にするため、津波ハザードマップの周知や地域における防災講話等を開催することで防災知識の普及と防災意識の高揚を図る必要がある。

1-6 避難路における通行不能

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

土砂等で避難路が分断されても通行できるよう複数個所の避難路を整備する必要がある。

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

避難路をふさぐ恐れのあるブロック塀等の倒壊防止や、危険木の伐採等の避難路沿道対策を図る必要がある。

3 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

道路や橋梁が損壊した場合は、救助救出活動や避難、救援活動等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかけを行う必要がある。(再掲)

< 横断的分野 >

1 耐震化・老朽化対策分野

(1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

避難路をふさぐ恐れのある公共施設に付随するブロック塀等の撤去も含めた倒壊防止対策を図る必要がある。

2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施に努める必要がある。

災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等と協定を締結しており、円滑な応援対策及び復旧対策が実施できるよう、平時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。

自衛隊、消防、警察、応援協定の締結者等の応援を円滑に受けられるよう、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討・実施を行う必要がある。

(2) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

災害時に孤立が想定される地区をはじめ、避難所の位置を勘案した分散備蓄を充実させる必要がある。

市民や地域を対象として発災後3日以上、できれば1週間以上の食料や飲料水及び必要な物資等の整備をしてもらう働きかけを行う必要がある。

2 住環境分野

(1) 上下水道に係る施策

長期にわたる水道の供給停止に備え、応急給水・復旧のための体制整備を進める必要がある。

災害による断水等により本市独自で水の確保ができない場合には、三重県水道災害広域応援協定により、県下の自治体との支援体制を整備している。今後も、さらに迅速かつ的確に対応ができるよう、協力体制の充実強化を図る必要がある。

3 保健・医療・福祉分野

(1) 災害時の医療体制、保健衛生に係る施策

震災直後の初動期においては外科的治療に用いられる医療品等の需要が増大すると予想されることから、関係機関と連携して医療救護活動に必要な医療品等の供給体制を整備する必要がある。

4 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

道路や橋梁が損壊した場合は、救助救出活動や避難、救援活動等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかけを行う必要がある。(再掲)

事業が進められている伊勢志摩連絡道路（磯部町恵利原～五知間）や主要地方道浜島阿児線（塩屋バイパス）は、災害時における医療活動や物資の輸送、緊急時の搬送等を担う命の道であることから、国に対して早期の完成に向けた働きかけを行う必要がある。

（2）河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

被災した際も安定的に食料等の物資の受入を可能にするために、漁港・港湾の耐震化を進める必要がある。

< 横断的分野 >

1 リスクコミュニケーション分野

（1）市民との防災意識の共有に係る施策

自助・共助・公助の観点から、市で行う備蓄のほか、市民や地域を対象として発災後3日以上、できれば1週間以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄をしてもらう働きかけを行う必要がある。

（再掲）

（2）公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

飲料水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の計画的な耐震化を推進する必要がある。

本市の水道施設は、経年による老朽化が進行しつつあるため、老朽施設を計画的に更新し、機能向上を図る必要がある。

水道の管路は経年による老朽化が進んでいることから、老朽化した管路の計画的な更新を行うとともに、さらに耐震化を推進するなど給水の安定化を図る必要がある。

2-2 救急救助、医療活動の機能不全

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 消火・救助・救急に係る施策

被害発生箇所が多数に及ぶ場合に備え、引き続き消防職員、消防団員の訓練を実施するとともに、装備品の充実強化を図る必要がある。

災害対応車両への燃料の優先供給について、石油販売事業者等と協定締結を行っており、引き続き連携を継続し、燃料供給体制の強化を行う必要がある。

三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な体制の整備を図る必要がある。

また、災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等との協定の締結を広げるなど受援体制を強化する必要がある。(再掲)

2 保健・医療・福祉分野

(1) 災害時の医療体制、保健衛生に係る施策

県や関係機関と連携して、医師等の不足に対する対策を講じる必要がある。また、救急患者、医療従事者を搬送するため、県や自衛隊等と連携を強化する必要がある。

業務の継続、早期復旧が難しくなる恐れがあることから、病院や福祉施設に対して業務継続計画(BCP)策定の必要性を周知する必要がある。

災害時における医療救護体制の整備を図るため、協定に基づき、医師会等と連携して体制づくりを強化する必要がある。

3 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

道路や橋梁が損壊した場合は、救助救出活動や避難、救援活動等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかけを行う必要がある。(再掲)

事業が進められている伊勢志摩連絡道路(磯部町恵利原～五知間)や主要地方道浜島阿児線(塩屋バイパス)は、災害時における医療活動や物資の輸送、緊急時の搬送等を担う命の道であることから国や県に対して早期の完成に向けた働きかけを行う必要がある。(再掲)

< 横断的分野 >

1 リスクコミュニケーション分野

(1) 市民との防災意識の共有に係る施策

災害時において、応急救護や救出・救護等に活用できる資格・技能をもった人材の確保・協力が重要であることから、地域における人材を把握し、自主防災組織の充実強化を図る必要がある。

2-3 長期にわたる孤立集落等の発生

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

地域における防災人材の育成と自主防災組織の充実を図る必要がある。

孤立の恐れのある地区に対応するため、県等の関係機関と連携して航空輸送対策を進める必要がある。

災害時の孤立が想定される地区において災害時用物資等の備蓄を図る必要がある。

< 横断的分野 >

1 リスクコミュニケーション分野

(1) 市民との防災意識の共有に係る施策

自治会や自主防災組織、学校等と協働して地域の実情を踏まえた各地域の避難所運営マニュアルを作成する必要がある。

災害特性に合わせた地域独自の防災訓練を実施する必要がある。

2-4 観光客等の帰宅困難者の発生

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

観光客等の帰宅困難者に対しても確実に災害状況を伝達できる体制を整備する必要がある。

観光客等に対してハザードマップ等の掲示を行う必要がある。

ホテルや旅館、飲食店等の施設を帰宅困難者の一時休憩、及び一時避難場所として利用できるよう、志摩市観光協会等関係団体と連携して整備する必要がある。

2-5 被災地における疾病・感染等の大規模発生

<個別施策分野>

1 住環境分野

(1) 上下水道に係る施策

長期にわたる水道の供給停止に備え、応急給水・復旧のための体制整備を進める必要がある。

(再掲)

避難所で多数の避難者が生活することにより公衆衛生環境が悪化し、大規模な疾病・感染症等が発生する恐れがあるため、下水道区域内でのトイレ機能の確保(マンホールトイレ等)に取り組む必要がある。

2 保健・医療・福祉分野

(1) 災害時の医療体制、保健衛生に係る施策

災害時における医療救護体制の整備を図るため、協定に基づき、医師会等と連携して体制づくりを強化する必要がある。(再掲)

大規模災害時の遺体収容場所の選定や遺体の埋葬等に対して円滑に対応できる体制を整備する必要がある。

3-1 災害対策拠点施設の倒壊等及び災害拠点機能の被災による行政機能の大幅な低下

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

市役所の耐震化は完了しているが、万が一災害対策本部となる市役所が大きく被災した場合の対策を検討しておく必要がある。また、災害発生現場に近い公共施設を、現地本部として活用する等の検討を行う必要がある。

災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等と協定を締結しており、円滑な応急対策及び復旧対策ができるよう、平時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。(再掲)

災害時に円滑なボランティア活動ができるよう、市社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを整備し、ボランティアの受入態勢や発災時に担う役割の整備を図る必要がある。

自衛隊・消防・警察等の応援を円滑に受けられるよう、受援に必要な対策について検討・実施する必要がある。

(2) 消火・救助・救急に係る施策

災害時においても消防機能を維持するため、消防本部及び各分署において、飲料水等の備蓄や自家発電設備等を整備している。引き続き災害時においても円滑な対応ができるよう、関係自治体と連携して更なる整備をしていく必要がある。

三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な体制の整備を図る必要がある。

また、災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等との協定の締結を広げるなど受援体制を強化する必要がある。(再掲)

2 保健・医療・福祉分野

(1) 災害時の医療体制、保健衛生に係る施策

この地域の基幹病院である県立志摩病院は耐震化基準を満たしており、大規模災害時においても災害拠点病院となっているため、引き続き県立志摩病院と連携した対策を講じていく必要がある。

< 横断的分野 >

1 耐震化・老朽化対策分野

(1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

地域の主な防災拠点である市役所、消防本部、健康福祉センター、社会教育施設、学校等の市有施設は概ね耐震化の基準を満たしており、引き続き適切な維持保全を実施していく必要がある。一方、耐震化基準を満たしていない施設もあるため、施設の移転及び耐震化の検討を進める必要がある。

4-1 電力供給停止、通信回線断線等による災害情報が伝達できない事態

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

市役所は、電力供給や通信回線断線等の状況になっても災害対策本部としての機能を有する必要があるため、あらゆる面からその対策を進めていく必要がある。

市役所は、電力の供給停止等においても行政機能を維持できるよう非常用発電設備を整備しており、引き続き燃料備蓄の管理や不測の事態に備えた体制整備に努める必要がある。

(2) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

災害時において、通信手段等が途絶した場合を想定した体制づくりを行うとともに、民間団体やボランティア等と連携した情報収集の体制を構築する必要がある。

(3) 学校や保育施設の安全、防災教育に係る施策

災害情報が伝達できない事態であっても、児童生徒が自らの命を最優先した避難ができるための防災教育の推進を図る必要がある。

災害情報が伝達できない状況下においても、幼い児童・園児の生命を守るための避難行動を速やかに行えるよう、引率する職員の防災知識向上の推進を図る必要がある。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下

< 個別施策分野 >

1 産業分野

(1) 事業者の業務継続体制に係る施策

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響をおさえるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検を促進する必要がある。

被災者や中小企業の事業主、農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段などを講じる検討をするとともに、あらゆる融資制度を調査して、積極的な資金の融資計画を検討する必要がある。

2 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

道路や橋梁が損壊した場合は、救助救出活動や避難、救援活動等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかけを行う必要がある。（再掲）

事業が進められている伊勢志摩連絡道路（磯部町恵利原～五知間）や主要地方道浜島阿児線（塩屋バイパス）は、災害時における医療活動や物資の輸送、緊急時の搬送等を担う命の道であることから、国に対して早期の完成に向けた働きかけを行う必要がある。（再掲）

(2) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

漁港施設や漁港海岸保全施設において、地震・津波等による災害の防止や復興時における防災拠点施設として機能するよう、施設の機能を保全するとともに更なる施設の整備及び機能強化を図る必要がある。（再掲）

5-2 主要幹線道路が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

三重県や国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所など、災害復旧の拠点となる組織との情報伝達も含めた関係強化や、資材の備蓄、人材の確保等を充実させる必要がある。

大規模災害時においても速やかな復興を進めるため、地籍調査等をさらに進める必要がある。

2 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

事業が進められている伊勢志摩連絡道路（磯部町恵利原～五知間）や主要地方道浜島阿児線（塩屋バイパス）は、災害時における医療活動や物資の輸送、緊急時の搬送等を担う命の道であることから、国に対して早期の完成に向けた働きかけを行う必要がある。（再掲）

< 横断的分野 >

1 耐震化・老朽化対策分野

(1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

道路や橋梁が損壊した場合は、救助救出活動や避難、救援活動等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかけを行う必要がある。(再掲)

5-3 第1次産業、観光業、商工業等あらゆる産業の被害拡大と産業の停滞

< 個別施策分野 >

1 産業分野

(1) 事業者の業務継続体制に係る施策

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響をおさえるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画(BCP)の作成・点検を促進する必要がある。(再掲)

第1次産業従事者の高齢化や後継者不足により経営が不安定になることから、新たな担い手の育成・確保する必要がある。

被災者や中小企業の事業主、農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段などを講じる検討をするとともに、あらゆる融資制度を調査して、積極的な資金の融資計画を検討する必要がある。

風水害の被害に合いやすい漁具や養殖施設等の被害を軽減するため、漁業協同組合等の水産関係団体等と連携して必要な対策を図る必要がある。

冠水等自然災害における農作物等の被害拡大防止に向けた技術指導や、病虫害対策、加工施設等の応急措置等の対策を進める必要がある。

国や県、関係団体と連携して観光等地元関連産業における風評被害の防止を図る必要がある。

(2) 農林水産業の基盤整備に係る施策

農業用施設が損傷・損壊した場合、農業被害が懸念されることから、平時より施設の適正な維持管理を実施し、施設の計画的な長寿命化を図るよう啓発していく必要がある。

林業の被害を抑えるためには、土砂崩落防止等森林のもつ国土保全機能の高度発揮を図ることが重要なため、計画的に治山事業を行う必要がある。

漁港施設や漁港海岸保全施設において、地震・津波等による災害の防止や復興時における防災拠点施設として機能するよう、施設の機能を保全するとともに更なる施設の整備及び機能強化を図る必要がある。(再掲)

< 横断的分野 >

1 リスクコミュニケーション分野

(1) 市民との防災意識の共有に係る施策

企業や事業所が災害時に適切な防災活動が行えるよう、自衛消防組織の充実・強化に努める必要がある。

従業員等への防災教育を実施し、防災知識・意識の定着を図るとともに、防災訓練の参加促進や災害時の対応能力の強化を図る必要がある。

2 耐震化・老朽化対策分野

(1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

漁港施設や漁港海岸保全施設において、地震・津波等による災害の防止や復興時における防災拠点施設として機能するよう、施設の機能を保全するとともに更なる施設の整備及び機能強化を図る必要がある。(再掲)

5-4 食料・水等の安定供給の停滞

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

災害時に孤立が想定される地区をはじめ、避難所の位置を勘案した分散備蓄を充実させる必要がある。(再掲)

市民や地域を対象として発災後3日分以上、できれば1週間以上の食料や飲料水及び必要な物資等の整備をしてもらう働きかけを行う必要がある。(再掲)

2 住環境分野

(1) 上下水道に係る施策

長期にわたる水道の供給停止に備え、応急給水・復旧のための体制整備を進める必要がある。(再掲)

災害による断水等により本市独自で水の確保ができない場合には、三重県水道災害広域応援協定により、県下の自治体との支援体制を整備している。今後もさらに迅速かつ的確に対応ができるよう、協力体制の充実強化を図る必要がある。(再掲)

3 産業分野

(1) 事業者の業務継続体制に係る施策

従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄、及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備を進める必要がある。

4 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

道路や橋梁が損壊した場合は、救助救出活動や避難、救援活動等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかけを行う必要がある。(再掲)

事業が進められている伊勢志摩連絡道路(磯部町恵利原～五知間)や主要地方道浜島阿児線(塩屋バイパス)は、災害時における医療活動や物資の輸送、緊急時の搬送等を担う命の道であることから、国に対して早期の完成に向けた働きかけを行う必要がある。(再掲)

6-1 上下水道、廃棄物及びし尿処理施設等の長期間にわたる機能停止

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

災害時における、ごみ・し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について、県と締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」を締結している。今後も、引き続き連携を強化する必要がある。

廃棄物処理施設の応急復旧などの対策を進める必要がある。

2 住環境分野

(1) 上下水道に係る施策

水道施設の新設、拡張、改良等に関しては、耐震性の強化を図る必要がある。

長期にわたる水道の供給停止に備え、応急給水・復旧のための体制整備を進める必要がある。
(再掲)

災害による断水等により、本市独自で水の確保ができない場合には、三重県水道災害広域応援協定により県下の自治体と協力体制を整備している。今後も、さらに迅速かつ的確に対応ができるよう、協力体制の充実強化を図る必要がある。(再掲)

下水道施設及び集落排水施設等に被害が生じ、汚水処理が長期間機能停止することで、公衆衛生環境が悪化する恐れがあるため、計画的な施設整備や耐震化・耐水化、自家用発電機の整備及び老朽化対策等について、ストックマネジメント計画等による更新を推進する必要がある。

下水道施設が被災した場合には、三重県の下水道事業における災害時の相互応援に関するルール等により、他の自治体からの支援を受けることとなるため、協力体制及び受援体制の整備と充実を図る必要がある。

< 横断的分野 >

1 耐震化・老朽化対策分野

(1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

下水道施設及び集落排水施設等の長期間にわたる機能停止を防止するため、ストックマネジメント計画等に基づき耐震化・耐水化及び老朽化対策等を図る必要がある。

持続可能な下水道事業の運営に向けて、広域化・共同化及びし尿等の受入れについて検討し事業の効率化を推進していく必要がある。

6-2 地域交通ネットワークが分断する事態

< 個別施策分野 >

1 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

鉄道やバスに関して、市内事業所において施設等の耐震性強化や、防災教育・防災訓練の実施のほか、市や関係機関との情報伝達体制等の整備等を進める必要がある。

陸上輸送対策として、緊急輸送道路の指定や国、県、事業者と連携して緊急輸送道路機能の確保を図る必要がある。

孤立の恐れのある地区に対応するための航空輸送対策を進める必要がある。

道路や橋梁が損壊した場合は、救助救出活動や避難、救援活動等に支障が生じるため、引き続き主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかけを行う必要がある。(再掲)

事業が進められている伊勢志摩連絡道路(磯部町恵利原～五知間)や主要地方道浜島阿児線(塩屋バイパス)は、災害時における医療活動や物資の輸送、緊急時の搬送等を担う命の道であることから、国に対して早期の完成に向けた働きかけを行う必要がある。(再掲)

市道及び農道の整備や、橋梁などの長寿命化を計画的に進める必要がある。

(2) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

国道・県道区域内の道路の崩壊、落石等の危険のある個所に、土砂災害防止に係る事業の実施を国に働きかける必要がある。

漁港施設や漁港海岸保全施設において、地震・津波等による災害の防止や復興時における防災拠点施設として機能するよう、施設の機能を保全するとともに更なる施設の整備及び機能強化を図る必要がある。(再掲)

6-3 長期間にわたる電気、ガス、燃料の供給停止

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

電力供給に関して、災害に強い電力供給体制を確保するとともに、大規模災害に備えた防災体制を確立する必要がある。

LPガス充填所を管理する事業者については、充填所のより強固な耐震対策を促進するとともに、一般家庭等における2次災害防止等の啓発活動を進める必要がある。

7-1 市街地での大規模火災の発生

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 消火・救助・救急に係る施策

大規模災害等を発生させないために、LPガス等の危険物を扱う施設の火災、予防対策を進める必要がある。

災害時の大規模火災に対応するため、消防組織の充実強化や消防用施設等の整備に努める必要がある。

大規模災害時には、同時多発的に火災が発生することが想定されるため、日ごろからの火災予防対策などの自主防火意識の向上を図るとともに、火災予防対策の普及教育を進める必要がある。

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

住宅用火災警報器や家庭用消火器、感震ブレーカー等の設置を推進し、建物火災の発生を防ぐ取組を推進する必要がある。

住宅密集地域等における大火を防止するため、オープンスペースの確保や空き家対策を含めた防火帯の整備に関する検討を行う必要がある。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊等による直接的な被害及び交通麻痺

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 消火・救助・救急に係る施策

災害時においても救急車両等の運行の妨げを減少させるため、主要道路の無電柱化を検討する必要がある。

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

災害時の建物倒壊等の被害を減少させるため、市民や事業者に対して、耐震診断や耐震補強の働きかけを行う必要がある。

7-3 ため池、ダムや防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

< 個別施策分野 >

1 産業分野

(1) 農林水産業の基盤整備に係る施策

農業用水確保のため“ため池”が利用されているものの老朽化が激しいため、決壊による被害の防止を図るよう調査等を継続するとともに、県営事業など国庫補助事業制度を活用し、整備を促進する必要がある。(再掲)

ため池等の決壊を想定した状況を考慮し、今後は、地域と連携して被害が想定される地域への周知を徹底する必要がある。

2 国土保全分野

(1) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

神路ダム・恵利原ダムを含めた礪部川水系の治水対策、及び洪水時のダム運用改善の働きかけを行う必要がある。

8-1 大量に発生する災害廃棄物や発生土砂の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

災害時における、ごみ・し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について、県と締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」を締結している。今後も、引き続き連携を強化する必要がある。(再掲)

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

災害時のごみの仮置き場、一時保管場所について、災害時における様々な土地利用を踏まえ事前に候補地を選定しておく必要がある。

災害時のごみを適切に処理し、被災地の生活や復旧・復興に支障が出ないように、県及び関係機関と連携体制を強化する必要がある。

現在の災害廃棄物処理計画にある廃棄物の仮置場を拡大し分別の徹底を行い、処理するまでの管理運営体制の構築を図る必要がある。

災害発生後の廃棄物処理を迅速に行うため処理マニュアル等を作成し事前準備を十分に図る必要がある。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家・コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

災害の影響が広範囲に及ぶ場合に備え、自治体間の相互応援協定や民間事業者等と協定を締結しており、円滑な応急対策及び復旧対策ができるよう、平時から関係機関との連絡体制の構築等、連携体制の強化を図る必要がある。(再掲)

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

災害により被災した建築物、及び宅地からの2次災害を防止軽減するために、応急危険度判定を速やかに行えるよう、県等との連携強化を図る必要がある。

3 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

三重県や国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所など、災害復旧の拠点となる組織との情報伝達も含めた関係強化や、資材の備蓄、人材の確保等を充実させる必要がある。(再掲)

大規模災害時においても速やかな復興を進めるため、地籍調査等をさらに進める必要がある。(再掲)

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

災害発生後において治安の悪化が懸念されることから、市は、鳥羽警察署が災害警備活動を円滑に実施できるよう、情報の提供や活動拠点の確保等について協力する必要がある。

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

応急仮設住宅の建設用地について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、事前に候補地を選定し準備しておく必要がある。

3 保健・医療・福祉分野

(1) 災害時の医療体制、保健衛生に係る施策

災害のショックや避難所生活の長期化等により、被災者にとっては極度の精神疲労が予想されるため、精神面へのケアができる体制を整備する必要がある。

避難所等においては、認知症の症状の悪化が懸念されることから、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行い、認知症の悪化防止を図る必要がある。

日頃から地域で緊急時の役割について話しあったり、要支援者の避難訓練を行うなど、地域内での互助機能を高める取り組みを行っていく必要がある。

第3節 脆弱性評価のポイント

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせと重点化

大規模自然災害に対して、防災施設の整備、道路の整備等のハード対策と防災訓練や防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ早期に取り組んでいく必要があり、そのためには施策の重点化を図りつつ、計画的に施策を推進していく必要がある。

(2) 国、県、市民、民間事業者等との連携

国土強靱化を推進していくためには、国、県、市民、民間事業者等との緊密な連携及び協力していくことが重要である。

第4章 国土強靱化の推進方針

第3章で示した脆弱性の分析・評価を踏まえ、強靱化の推進方針を決定し、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに推進方針を取りまとめた。

<プログラムごとの推進方針>

1-1 大規模地震、津波の発生による死傷者の発生【推進方針】

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

災害時に迅速・的確な行動がとれるよう、災害対応に当たる職員に対し防災訓練・研修を行う。

市と自主防災組織、消防団、消防本部、警察、自衛隊等関係機関等が一体となった実践的な防災訓練を実施していく。

(2) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

津波ハザードマップを活用した防災訓練の実施やハザードマップの全戸配布のほか、防災講話等を通じて市民一人ひとりへの周知に努める。

防災知識の普及と防災意識の高揚を図るほか、地域における各種計画やマニュアルの策定、備蓄食糧・物資等の備蓄（簡易な備蓄倉庫の設置を含む）等の働きかけを行う。

市と地域が連携して、地域の実情に応じた避難所マニュアルを作成し、自主的に避難所運営ができるよう推進する。

平成29年3月に策定した志摩市津波避難計画に基づき、津波避難タワーの設置や避難ルートの整備、橋梁の耐震補強等のハード対策を実施するほか、地区の防災訓練や防災講話等への積極的な参加を呼びかけるとともに、「揺れたら逃げる」という意識づけ（ソフト対策）をあわせて行う。

避難誘導看板や避難所・避難場所看板の整備に努める。

必要な物資（食料、飲料水、避難所運営用品、各種資機材等）の備蓄・調達体制の充実及びその物資を保管するための備蓄倉庫の確保や整備に努める。また、民間事業者との災害協定の締結に向け、積極的に取り組む。

携帯・簡易トイレ（処理剤・薬剤を含む）等の現物備蓄のほか、マンホールトイレの整備等ハード対策も考慮しながら備蓄・調達に努める。

地区内に地震・津波対応の避難所がない地区を対象に防災施設等の整備に努める。また、民間事業との災害協定の締結に向け、積極的に取り組む。

避難所への発電機や避難誘導灯等の配置に努める。

(3) 消火・救助・救急に係る施策

災害の影響が広範囲に及ぶことに備え、三重県市町災害時応援協定をはじめ、県外市町村との相互応援協定の締結を推進するほか、物資の搬送を円滑に進めるための、民間事業者との協定締結を進める。

また、応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう、救援活動拠点の確保や受援に必要な計画等の策定を検討・実施する。

各地区の協力を得ながら消防団の人員確保に努めるほか、高齢者の見守りなども行う女性消防団の検討をする。

(4) 学校や保育施設の安全、防災教育に係る施策

各学校、幼稚園、保育所等児童福祉施設の防災計画等の作成、並びに防災訓練の実施を行う。

津波浸水想定区域内に建つ—児童福祉施設等の高台移転整備を進めていく。

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

家具転倒防止器具の無料取付けを、今後も引き続き行っていく。

現状の住まいの耐震の状況を知ってもらうため、無料の耐震診断件数を増やす取り組みを行うことで、耐震補強につなげていく。

地域や関係機関と連携して、引き続き危険家屋の把握や所有者に対する撤去の指導等の対策を進めていく。

3 保健・医療・福祉分野

(1) 避難行動要支援者に係る施策

計画的に避難行動要支援者名簿を更新し有効活用することで、地域や民生委員等の関係機関と連携して「共助」の取り組みによる地域防災力の向上を図る。

福祉避難所の費用面・職員配置を含めた具体的な運営のあり方を検討する。

地域ぐるみによる健康づくり及び介護予防事業を推進する。

4 国土保全分野

(1) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

海岸保全施設等の整備を促進するよう、国・県に働きかけを行う。

地震・津波等による災害の防止や、復興時における防災拠点施設として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る。

県及び関係機関と連携して、河川及び河川管理施設の整備を推進する。

水門等の開閉訓練の実施。

< 横断的分野 >

1 リスクコミュニケーション分野

(1) 市民との防災意識の共有に係る施策
防災意識の高揚等を図る取組を行う。

2 耐震化・老朽化対策分野

(1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策
避難所をはじめとする公共施設の耐震性を高めるため、必要に応じて地震防災上必要な改修又は補強を実施する。

個別施設計画（建築系公共施設）（仮称）に基づき、公共施設の適切な維持保全活動に努める。

1-2 不特定多数が集まる施設の浸水【推進方針】

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策
公共施設の耐震性を高めるため、必要に応じて地震防災上必要な改修又は補強を実施する。

(2) 学校や保育施設の安全、防災教育に係る施策
避難所をはじめとする公共施設の耐震性を高めるため、必要に応じて地震防災上必要な改修又は補強を実施する。

各学校の防災体制の整備、及び防災計画等の作成並びに防災訓練の実施を行う。

幼稚園、保育所等児童福祉施設の防災計画等の作成、並びに防災訓練の実施を行う。

津波浸水想定区域内に建つ児童福祉施設等の高台移転整備を進めていく。

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策
病院等多人数が集まる建築物等の耐震性の確保を図るよう指導を行う。

< 横断的分野 >

1 耐震化・老朽化対策分野

(1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

個別施設計画（建築系公共施設）（仮称）に基づき、公共施設の適切な維持保全活動に努める。

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水【推進方針】

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

引き続き、最悪の事態を想定したタイムラインの運用を行う。

(2) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

市民が適切な避難行動をとれるよう、的確に避難勧告等の情報伝達を行う。

防災意識の高揚等を図る取組を行う。

2 住環境分野

(1) 上下水道に係る施策

磯部都市下水路ポンプ場の適正な維持管理に努める。

3 国土保全分野

(1) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

国・県管轄の河川については、河川改修の働きかけを行うとともに、市が管轄する河川についても、河川改修を図るなど総合的な河川対策を行っていく。

海岸への河口付近における堆積土砂の撤去等について、引き続き県に働きかけを行う。

< 横断的分野 >

1 リスクコミュニケーション分野

(1) 市民との防災意識の共有に係る施策

地域の互助機能を強化するための防災講話や防災訓練等を行う。

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生【推進方針】

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

土砂災害等災害に応じたハザードマップを作成し、市民等への情報提供を行うとともに、土砂災害からの避難・誘導訓練等への活用を図る。

災害情報を迅速に収集・共有・市民への周知を可能にするため、国や県等の関係機関と連携強化を図る訓練等を実施する。

第二次スクリーニング計画において詳細調査が必要な地区については、土地所有者及び宅地開発業者等に情報共有し理解を得て、具体的な対応策を検討し、地震等による滑動崩落被害を軽減する取り組みを進める。

2 産業分野

(1) 農林水産業の基盤整備に係る施策

ため池等の耐震化における整備を推進する。

3 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかけを行う。

県と市が一体になって、土砂災害警戒区域等の市民への周知を図るとともに、警戒避難体制を整備する。

(2) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

傾斜が30度かつ高さが5m以上の急傾斜地のうち、人家に被害を及ぼす恐れのある箇所について、被害規模や緊急性を総合的に勘案のうえ、急傾斜地崩壊対策事業を継続して推進する。

土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を市民に周知する。

< 横断的分野 >

1 リスクコミュニケーション分野

- (1) 市民との防災意識の共有に係る施策として、他のハザードマップと併用しながら市民の防災意識の向上に努める。

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生【推進方針】

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

防災行政無線や全国瞬時警報システム（Jアラート）等の活用のほか、衛星による携帯通信の活用や、有線通信や携帯電話など避難行動要支援者や孤立集落にも配慮した、情報伝達手段の多重化を推進する。

防災行政無線（同報系及び戸別受信機、移動系設備）の定期的な更新を推進する。

台風発生時の行動計画（タイムライン）を作成しており引き続き運用を行う。

(2) 学校や保育施設の安全、防災教育に係る施策

児童生徒等への防災教育の実施。

令和元年度に児童福祉施設等へ設置した緊急地震速報受信装置を活用した避難訓練を実施することで、幼い児童・園児の防災に対する意識付けを行う。

< 横断的分野 >

1 リスクコミュニケーション分野

(1) 市民との防災意識の共有に係る施策

津波ハザードマップの周知や地域における防災講話等を開催することで、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

1-6 避難路における通行不能【推進方針】

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

地域住民との連携のもと、災害時における避難路の整備を引き続き推進する。

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

ブロック塀等の正しい施工のあり方、及び既存ブロック塀等の撤去も含めた補強の必要性について啓発を行う。また、危険木がある場合は所有者への周知や伐採を行う。

3 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかけを行う。

< 横断的分野 >

1 耐震化・老朽化対策分野

(1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

危険度に応じて公共施設に付随するブロック塀等の補強及び撤去を行う。

2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止【推進方針】

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

円滑な受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施に努める。

相互応援協定を締結している自治体や民間事業者等の関係機関と、平時から連絡体制の構築等の連携体制の強化を図る。

自衛隊、消防、警察、応援協定の締結者等の応援を円滑に受けられるよう、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討・実施を行う。

(2) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

避難所の位置を勘案した分散備蓄の充実を行う。

災害時の孤立が想定される地区において、災害時用物資等の備蓄を進めるとともに、市民や地域を対象として発災後3日分以上、できれば1週間以上の食料や飲料水及び必要な物資等の整備をしてもらう働きかけを行う。

2 住環境分野

(1) 上下水道に係る施策

水道施設の損壊に備え、水道施設の点検整備や保守点検に努めるとともに、応急給水・復旧用資器材及び人員の配備等の応急給水体制を整備する。

三重県水道災害広域応援協定を締結している県下の自治体と、さらに迅速かつ的確に対応ができるよう協力体制の充実強化を図る。

3 保健・医療・福祉分野

(1) 災害時の医療体制、保健衛生に係る施策

市及び関係機関は、医療救護活動に必要な医療品等を含め、震災時に必要な医薬品・衛生材料等が円滑に供給できるようその確保を図る。また、道路の寸断等により十分に医療品等の運搬がままならない状態が想定されるため、市においても備蓄を計画的に行う。

4 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかけを行う。

国に対して、事業が進められている伊勢志摩連絡道路（磯部町恵利原～五知間）や主要地方道浜島阿児線（塩屋バイパス）の早期完成に向けた働きかけを行う。

(2) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

県に働きかけ、流通拠点漁港である波切漁港の耐震化や、防波堤の嵩上げなどにより防災機能を高め、災害発生後の緊急物資の輸送基地としての活用を検討し推進する。

< 横断的分野 >

1 リスクコミュニケーション分野

(1) 市民との防災意識の共有に係る施策

災害時の孤立が想定される地区において災害時用物資等の備蓄を進めるとともに、市民や地域を対象として発災後3日分以上、できれば1週間以上の食料や飲料水及び必要な物資等の整備をしてもらう働きかけを行う。

(2) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

老朽化した管路の更新を行うとともに、継続して管路の耐震化に努めることで給水の安定化を図る。

水道施設の老朽化に対応した計画的な更新に努める。

2-2 救急救助、医療活動の機能不全【推進方針】

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 消火・救助・救急に係る施策

平時における、消防職員及び消防団員の訓練の実施及び装備品の充実強化を図る。

県等と連携を強化しながら、災害時に備えた備蓄管理等の対策を講じていく。

災害時のエネルギー供給に対して、引き続き関係機関との連携を強化していく。

災害の影響が広範囲に及ぶことに備え、三重県市町災害時応援協定をはじめ、県外市町村との相互応援協定の締結を推進するほか、物資の搬送を円滑に進めるための民間事業者との協定の締結を進める。また、応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう、救援活動拠点の確保や受援に必要な計画等の策定を検討・実施する。

2 保健・医療・福祉分野

(1) 災害時の医療体制、保健衛生に係る施策

県や日赤等に対する医療救護班の派遣要請等について関係団体と協議を行う。また、手術等を要す負傷者を医療機関へ迅速に搬送するため、三重県防災ヘリ、ドクターヘリ、自衛隊のヘリコプター等有効に活用できるよう県、関係機関と搬送体制について協議を行う。

病院や福祉施設に対して、業務継続計画（BCP）策定の必要性を周知する。

応急救護所の設置及び救護班の編成・出勤・活動内容等について、医師会と協議を行う。また、公共施設等をあらかじめ救護所の設置場所の候補地として指定しておく。さらに、救護所設置候補地において、医師会、関係機関と連携し、救護所設置訓練を含む災害医療訓練を行う。

3 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかけを行う。

国に対して、事業が進められている伊勢志摩連絡道路（磯部町恵利原～五知間）や主要地方道浜島阿児線（塩屋バイパス）の早期完成に向けた働きかけを行う。

< 横断的分野 >

1 リスクコミュニケーション分野

(1) 市民との防災意識の共有に係る施策

地域における応急救護等の資格・技能を持った人材を活用した自主防災組織の充実強化を図る。

2-3 長期にわたる孤立集落等の発生【推進方針】

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

防災人材の育成及び自主防災組織への女性の参画や、自主防災組織間のネットワークの形成を図る。

臨時ヘリポートを、孤立の恐れのある各地区に指定するなど、災害時の輸送対策を進める。

災害時の孤立が想定される地区において、災害時用物資等の備蓄を進めるとともに、市民や地域を対象として発災後3日以上、できれば1週間以上の食料や飲料水及び必要な物資等の整備をしてもらう働きかけを行う。

< 横断的分野 >

1 リスクコミュニケーション分野

(1) 市民との防災意識の共有に係る施策

自治会や自主防災組織、学校等と協働した避難所運営マニュアルの作成。

災害特性に合わせた地域独自の防災訓練の実施。

2-4 観光客等の帰宅困難者の発生【推進方針】

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

観光客等の帰宅困難者に対して確実な情報伝達体制の整備を図るとともに、県の防災情報システム活用した災害関連情報の共有の徹底を図る。

観光客等に対して、駅やホテル等にハザードマップ等の掲示を行う。

ホテルや旅館・飲食店等の施設を、帰宅困難者の一時休憩及び一時避難場所として利用できるよう、志摩市観光協会等関係団体と連携して行う。

2-5 被災地における疾病・感染等の大規模発生【推進方針】

< 個別施策分野 >

1 住環境分野

(1) 上下水道に係る施策

水道施設の損壊に備え、水道施設の点検整備や保守点検に努めるとともに、応急給水・復旧用資器及び人員の配備等の応急給水体制を整備する。

公衆衛生環境の悪化を防止するため、下水道区域内でマンホールトイレ等の整備を進め、トイレ機能の確保に取り組む。

2 保健・医療・福祉分野

(1) 災害時の医療体制、保健衛生に係る施策

応急救護所の設置及び救護班の編成・出勤・活動内容等について医師会と協議を行う。また、公共施設等をあらかじめ救護所の設置場所の候補地として指定しておく。さらに、救護所設置候補地において、医師会、関係機関と連携し、救護所設置訓練を含む災害医療訓練を行う。

大規模災害時の遺体収容場所の選定や遺体の埋葬等に対して、円滑に対応できる体制を整備する。

3-1 災害対策拠点施設の倒壊等及び災害拠点機能の被災による行政機能の大幅な低下 【推進方針】

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

災害対策本部である市役所が被災した場合の代替本部や、災害発生現場に近い地区のコミュニティセンター等を現地災害対策本部として活用し、機動的な災害対策が行えるよう、人員、備蓄物資を含めた体制を検討する。

輸送に係る支援や、重機の使用等における民間事業者との応援協定の締結の拡大を図るとともに、自治体間の相互応援協定の締結の拡充を図る。

災害ボランティアセンター設置や、災害時の運営マニュアルの整備について検討を進める。

(2) 消火・救助・救急に係る施策

災害時における消防機能を維持するための資器材等の整備を、計画的に行っていく。

災害の影響が広範囲に及ぶことに備え、三重県市町災害時応援協定をはじめ県外市町村との相互応援協定の締結を推進するほか、物資の搬送を円滑に進めるための民間事業者との協定の締結を進める。

また、応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう、救援活動拠点の確保や受援に必要な計画等の策定を検討・実施する。

2 保健・医療・福祉分野

(1) 災害時の医療体制、保健衛生に係る施策

この地域の災害拠点病院である県立志摩病院と連携して大規模災害時における救急医療体制の構築を図るため、引き続き連携を強化する。

< 横断的分野 >

1 耐震化・老朽化対策分野

(1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

個別施設計画（建築系公共施設）（仮称）に基づき、公共施設の適切な維持保全活動に努める。

4-1 電力供給停止、通信回線断線等による災害情報が伝達できない事態【推進方針】

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

災害対策本部としての機能を確保するため、庁舎設備の自家発電設備等の点検による非常電源の確実な確保、衛星携帯電話の確保などの整備をさらに進める。

災害時の停電対策として、非常用発電機等の活用や非常用の通信等の確保を図るとともに、燃料やエンジンオイルといった非常用発電機等の燃料備蓄の確保や管理を行う。また、発災時における点検道の遮断等不測の事態にも、可能な限り対応できる体制整備を図る。

(2) 住民の避難行動や避難場所に係る施策

災害発生時、通信手段が途絶した場合に備え、被災現場情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定し、配備態勢を整えとともに、通信障害発生時に迅速に通信を復旧できる体制の整備を図る。特に、被災地区や孤立地区等で障害が発生した場合でも、対応が可能な体制の整備に努める。

また、通信ボランティア等と連携し、アマチュア無線等を活用した情報収集体制の整備を図る。

(3) 学校や保育施設の安全、防災教育に係る施策

防災ノートを活用した防災教育を推進する。

幼い児童・園児を速やかに避難させるため、引率する職員に対し令和元年度に児童福祉施設等へ設置した緊急地震速報受信装置の訓練モードを活用した避難訓練を実施する。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下【推進方針】

<個別施策分野>

1 産業分野

(1) 事業者の業務継続体制に係る施策

防災計画の作成や、事業継続計画（BCP）の作成を促進する。

あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画ができるよう検討する。

2 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかけを行う。

国に対して、事業が進められている伊勢志摩連絡道路（磯部町恵利原～五知間）や主要地方道浜島阿児線（塩屋バイパス）の早期完成に向けた働きかけを行う。

(2) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

地震・津波等による災害の防止や復興時における防災拠点施設として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る。

5-2 主要幹線道路が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止【推進方針】

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

災害復旧に向け、県や三重河川国道事務所等に対し、資材等の備蓄・人材の確保など拠点としての機能を維持できる措置の充実を働きかける。

大規模災害時の復興を速やかに進めるため、市内全域で地籍調査を促進させるとともに、国や県に対しても必要な措置を図るよう働きかけを行う。

2 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

国に対して、事業が進められている伊勢志摩連絡道路（磯部町恵利原～五知間）や主要地方道浜島阿児線（塩屋バイパス）の早期完成に向けた働きかけを行う。

< 横断的分野 >

1 耐震化・老朽化対策分野

(1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかけを行う。

5-3 第1次産業、観光業、商工業あらゆる産業の被害拡大と産業の停滞【推進方針】

< 個別施策分野 >

1 産業分野

(1) 事業者の業務継続体制に係る施策

防災計画や事業継続計画（BCP）の作成を促進する。

第1次産業従事者の新たな担い手の確保を図る。

あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進する。

災害が起きても被害の拡大を軽減し、産業の停滞を抑えるため漁具及び養殖施設等の保全対策の推進を図る。

県等と連携して自然災害における農作物の被害拡大防止に向けた技術指導や病虫害対策、加工施設等の応急措置等の対策を進める。

国や県、関係団体と連携して災害後の風評被害防止のための取組を行う。

(2) 農林水産業の基盤整備に係る施策

農業用施設等の長寿命化のため、施設の適正な維持管理を実施する。

地震・津波等による災害の防止や復興時における防災拠点施設として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る。

< 横断的分野 >

1 リスクコミュニケーション分野

(1) 市民との防災意識の共有に係る施策

自衛消防組織の充実強化を図る。

従業員等への防災教育・防災訓練の実施を進める。

2 耐震化・老朽化対策分野

(1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

地震・津波等による災害の防止や復興時における防災拠点施設として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る。

5-4 食料・水等の安定供給の停滞【推進方針】

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

避難所の位置を勘案した分散備蓄の充実を行う。

災害時の孤立が想定される地区において、災害時用物資等の備蓄を進めるとともに、市民や地域を対象として発災後3日以上、できれば1週間以上の食料や飲料水及び必要な物資等の整備をしてもらう働きかけを行う。

2 住環境分野

(1) 上下水道に係る施策

水道施設の損壊に備え、水道施設の点検整備や保守点検に努めるとともに、応急給水・復旧用資器材、及び人員の配備等の応急給水体制を整備する。

三重県水道災害広域応援協定を締結している県下の自治体と、さらに迅速かつ的確に対応ができるよう、協力体制の充実強化を図る。

3 産業分野

(1) 事業者の業務継続体制に係る施策

企業・事業所内において災害のための備蓄を促進する。

4 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかけを行う。

国に対して、事業が進められている伊勢志摩連絡道路（磯部町恵利原～五知間）や主要地方道浜島阿児線（塩屋バイパス）の早期完成に向けた働きかけを行う。

6-1 上下水道、廃棄物及びし尿処理施設等の長期間にわたる機能停止【推進方針】

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、広域的なごみ処理等の協力体制を推進する。

廃棄物処理施設の不燃堅牢化、浸水・停電・断水時等の地震災害対策を行うものとする。また、被害が生じた際の迅速な応急復旧を図るための、手順の整理や資器材の備蓄を進める。

2 住環境分野

(1) 上下水道に係る施策

水道施設の更新等にあたっては、随時耐震基準に基づいた施設としていく。また、管路の更新にあたっては、順次耐震性のある管に更新していく。

水道施設の損壊に備え、水道施設の点検整備や保守点検に努めるとともに、応急給水・復旧用資器材及び人員の配備等の応急給水体制を整備する。

三重県水道災害広域応援協定を締結している県下の自治体と、さらに迅速かつ的確に対応ができるよう、協力体制の充実強化を図る。

下水道施設及び集落排水施設の更新にあたっては、長期間にわたる機能停止を防止するため、耐震化・耐水化及び老朽化対策等の推進を図る。

他の自治体と共同で、下水道BCPに基づく災害時対応訓練等を実施し協力体制の充実強化を図る。

< 横断的分野 >

1 耐震化・老朽化対策分野

(1) 公共施設の適正な維持管理、耐震化に係る施策

下水道施設及び集落排水施設については、ストックマネジメント計画等に基づき、耐震化・耐水化及び老朽化対策等の推進を図る。

下水道事業の経営健全化に向け、広域化・共同化及びし尿等の受入れ事業の実現性を検討し推進を図る。

6-2 地域交通ネットワークが分断する事態【推進方針】

< 個別施策分野 >

1 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

鉄道やバスの事業所において、施設等の耐震性の強化を図るとともに、災害時に備えた防災教育や防災訓練を実施する。また、災害時において速やかに災害対策本部を設置し、関係機関等との情報伝達体制の整備や災害時の資器材の確保、乗客や帰宅困難者対策を円滑に講じられる体制を整える。

各道路管理者や建設事業者等の関係機関と連携して、道路啓開の体制の整備を推進するとともに、資材を備蓄する道路啓開基地の整備、代替路確保が困難な箇所の道路構造強化を進める。

臨時ヘリポートを、孤立の恐れのある各地区に指定するなど災害時の輸送対策を進める。

主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備については国及び県に働きかけを行う。

国に対して、事業が進められている伊勢志摩連絡道路（磯部町恵利原～五知間）や主要地方道浜島阿児線（塩屋バイパス）の早期完成に向けた働きかけを行う。

市道及び農道の整備や、橋梁やトンネルなどの長寿命化を計画的に進める。

(2) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

中部地方整備局に対して、国道区域内の道路の崩壊、落石等の危険のある個所に土砂災害防止に係る事業の実施を働きかける。

漁港施設が地震・津波等による災害の防止や復興時における防災拠点施設として機能するよう、施設の整備及び機能強化を図る。

6-3 長期間にわたる電気、ガス、燃料の供給停止【推進方針】

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

電力供給に関して、災害に強い電力供給体制を確保するための、施設・設備の耐震性強化や防火対策を講じるとともに、施設・設備のバックアップ対策や、隣接する電気事業者等からの応援体制を構築するなど、迅速な災害復旧体制を図る。また、被害状況等の情報伝達や復旧見通しなど、災害時の広報体制の構築を進める。

LPガス充填所を管理する事業者については、充填所の耐震対策を促進するとともに発電設備を設置する等により、LPガスの安定的な供給体制の構築に努める。また、災害時における一般家庭等のLPガスの容器バルブの閉止等、2次災害の防止措置の啓発など情報伝達体制の確立を図る。

7-1 市街地での大規模火災の発生【推進方針】

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 消火・救助・救急に係る施策

消防法等関係法令に基づき、ガス等の危険物を取り扱う事業者の保安、防災体制を確立するとともに、危険物を取り扱う施設等の安全対策を行う。

消防職員・消防団員の充実や、資質向上を図るための育成教育や消防団員の確保を図るとともに、消防用設備の整備の推進を図る。

自主防火意識の向上を図るため、家庭への消火器具や消火用水の備えや、初期消火活動の重要性の周知を図るとともに、特定防火対象物のほか、各事業所から一般家庭までを対象として、業種別・対象別に火災予防の啓発・教育指導等を行う。また、防火教育普及要員となる人材の育成に努める。

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

住宅用火災警報器や家庭用消火器、感震ブレーカー等の設置を推進する。

住宅密集地における火災対策の推進を検討する。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊等による直接的な被害及び交通麻痺【推進方針】

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 消火・救助・救急に係る施策

災害時における避難や緊急輸送などと関連のある市の主要幹線について、無電柱化も含めた対策を検討する。また、国道167号・国道260号などの必要な箇所の無電柱化についても、国に働きかけを行う。

2 住環境分野

(2) 住宅や建築物の安全に係る施策

建物の耐震診断及び耐震補強の必要性の啓発等を行う。

7-3 ため池、ダムや防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生【推進方針】

< 個別施策分野 >

1 産業分野

(1) 農林水産業の基盤整備に係る施策

ため池等の老朽化対策や堤体補強などの整備を推進する。

2 国土保全分野

(1) 河川改修や海岸保全、急傾斜崩壊対策等に係る施策

県に、磯部川水系をはじめ市内各二級河川の治水対策の働きかけを行う。また、ダム運用についての検討等を、随時行っていく。

8-1 大量に発生する災害廃棄物や発生土砂の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態【推進方針】

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、引き続き広域的なごみ処理等の協力体制を推進する。

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

災害時のごみの仮置き場、一時保管場所について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、事前に候補地選定し、継続的な確保に努める。

災害時のごみを適切に処理し、被災地の生活や復旧・復興に支障が出ないように、県及び関係機関との連携体制を整備する。

現在指定されている仮置場は市全体の標準的な面積確保のみであり環境衛生を考慮し十分な用地確保を目指す。

発災後はその災害の規模によりさまざまな混乱が予想され、大規模災害には特に事前準備が必要となる。経験の不足による不慣れな災害廃棄物の分別や適正処理に即応しきれないことが予想されることから専門機関との長期契約による連携を図り迅速な対応が出来るよう検討する。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家・コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態【推進方針】

<個別施策分野>

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

輸送に係る支援や、重機の使用等における民間事業者との応援協定の締結の拡大を図るとともに、自治体間の相互応援協定の締結の拡充を図る。

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

災害により被災した建築物及び宅地からの2次災害を防止、軽減するために、応急危険度判定を速やかに行えるよう、県等との連携強化を図る。

3 国土保全分野

(1) 市街地や交通ネットワークの整備に係る施策

災害復旧に向け、県や三重河川国道事務所等に対し、資材等の備蓄・人材の確保など拠点としての機能を維持できる措置の充実を働きかける。

大規模災害時の復興を速やかに進めるため、市内全域で地籍調査を促進させるとともに、国・県に対しても必要な措置を図るよう働きかけを行う。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【推進方針】

< 個別施策分野 >

1 行政分野

(1) 行政機能の維持に係る施策

市は、鳥羽警察署が災害警備活動を円滑に実施できるよう、情報の提供や活動拠点の確保等について協力する。

2 住環境分野

(1) 住宅や建築物の安全に係る施策

応急仮設住宅の建設用地について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、事前に選定した候補地の更新等継続して推進に努める。

3 保健・医療・福祉分野

(1) 災害時の医療体制、保健衛生に係る施策

被災者の精神面をケアする体制の整備を検討する。

認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行う。

要支援者の避難訓練を計画的に行うなど、地域内で互助機能を高める取り組みを推進する。

第5章 プログラムの重点化

第1節 プログラムの重点化の考え方

災害による様々な事態が想定される中、限られた財源や資源で効率的・効果的に国土強靭化を進めるには、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせるとともに、施策の優先順位を見ながら、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

国土強靭化地域計画においては、それぞれの起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための横断的な施策群である30のプログラム全てが、重要で取り組むべき施策であるが、下記の観点より総合的に勘案し、15の重点化すべきプログラムを設定した。

1 人命の保護

大規模自然災害が発生した場合においても、人命の保護が最大限図られる。

2 他の事態の回避や被害軽減への影響

リスクシナリオは各々において相互関係があり、例えば、「1-1大規模地震、津波の発生による死傷者の発生」の事態を回避することができ、死傷者数を軽減できれば、「2-2救急救助、医療活動の機能不全」の事態が回避しやすくなるなど、ある事態を回避することにより他の複数の事態の回避や被害軽減が図られる。

第2節 重点化すべきプログラム

重点化すべきプログラムは、以下の太字で記した15の「起きてはならない最悪のシナリオ（リスクシナリオ）」としている。

<重点化リスト>

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
<p>人命の保護が最大限に図られること</p> <p>本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること</p> <p>市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること</p> <p>迅速な復旧復興に資すること</p>	<p>1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる</p>	1-1	大規模地震、津波の発生による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の浸水、倒壊
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
		1-6	避難路における通行不能
	<p>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる</p>	2-1	被災地域での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止
		2-2	救急救助、医療活動の機能不全
		2-3	長期にわたる孤立集落等の発生
		2-4	観光客等の帰宅困難者の発生
		2-5	被災地における疾病・感染等の大規模発生
	<p>3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する</p>	3-1	災害対策拠点施設の倒壊等及び災害拠点機能の被災による行政機能の大幅な低下
	<p>4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する</p>	4-1	電力供給停止、通信回線断線等による災害情報が伝達できない事態
	<p>5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない</p>	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下
		5-2	主要幹線道路が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-3	第1次産業、観光業、商工業等あらゆる産業の被害拡大と産業の停滞
		5-4	食料・水等の安定供給の停滞
	<p>6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る</p>	6-1	上下水道、廃棄物及びし尿処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-2	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-3	長期間にわたる電気、ガス、燃料の供給停止
	<p>7 制御不能な二次災害を発生させない</p>	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊等による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	ため池、ダムや防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	<p>8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</p>	8-1	大量に発生する災害廃棄物や発生土砂の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-2		道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家・コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-3		地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

第6章 計画の着実な推進に向けて

第1節 計画の推進と見直し

国土強靱化は、本市の地域計画による取組だけで実現できるものではなく、国の基本計画による取組や県の地域計画の取組と連携させて、国土強靱化の取組を推進していくこととする。

国の基本計画は、国土強靱化の推進に関して、長期を展望しつつ、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにしており、今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や国土強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととなっています。

本計画においては概ね5年を推進期間としますが、今計画期間に限り令和7年度までの計画期間とし、今後、社会経済情勢の大きな変化や毎年度の施策の推進状況等により、計画そのものの修正が必要な場合には適宜見直すものとする。

第2節 推進体制

計画の推進にあたっては、対象全課で組織する「志摩市国土強靱化地域計画推進委員会」（仮称）を中心とした全横断的な体制のもと、計画に掲げる施策等の進行管理を効果的に実施する。